

## 西周後期の代訴記録

— 五年瑯生毀銘・六年瑯生毀銘 —

木村 秀海

## 一 はじめに

西周後期の青銅器、五年瑯生毀と六年瑯生毀の銘文は、西周時代の社会・経済・法制等の研究上、極めて史料価値の高い銘文である。両瑯生毀銘に対しては、銘文が一八〇四年刊の阮元の『積古齋鐘鼎彝器款識法帖』、一八九五年刊の呉式芬の『撫古録金文』に著録されて以来、数多くの釈読が試みられている<sup>①</sup>。それにもかかわらず、両銘文全体の通読ができないため、史料として使用する場合には、銘文中の一語句、あるいは数句のみを引用し得るだけ、その利用には大幅に制限が加えられてきた。

両銘文は西周金文中有数の難読銘文として知られていることからわかるように、もとより銘文中の語句の難解さにも通読し得

ない原因があった。しかし、それよりもむしろ両銘文の扱い方こそ本当の原因があったのではなからうか。過去の数多くの釈読においては、両銘文はそれぞれ独立した内容を持つ全く別個の銘文として扱われている。五年瑯生毀銘が「佳五年正月己丑」という西周金文習見の紀年から始まりながら、同じく習見する「子々孫々、宝用」という終り方をせず、「瑯生則莖圭」という不自然な終り方をし、しかも五年瑯生毀銘と六年瑯生毀銘に現われる人名がほぼ共通しているにもかかわらず、両銘文が関連して考えられなかったのは、おそらく編鐘以外には銘文を分載する青銅器は存在しないという一種の固定観念が働いたためであろう。しかし、この固定観念は確固たる根拠のあるものではない。たとえば聖盃銘<sup>②</sup>や姫鬻鼎銘<sup>③</sup>のように編鐘以外にも銘文を分載した青銅器が

存在している。この点からいえば、過去の積読の多くは、固定觀念にとらわれすぎており、銘文の形式をあまりに軽んじているといえよう。

両銘文が全く別個の銘文として扱われたのは、上記の固定觀念以外に、六年珮生鼓の器影が不明であったことにも原因があろう。孫詒讓・白川静両氏のごとく、過去にも両銘文が関連する銘文ではないかと疑ったものがあつたが、それが徹底されずに終つたのは、五年珮生鼓と六年珮生鼓の器形を比較し得なかつたからと考へられる。ところが最近、長年不明であつた六年珮生鼓が中国歴史博物館に寄贈されて姿を現わした。その結果、両珮生鼓は、器制・花紋はもとより大小も完全に同じで、一对の器であることが明らかになつた。一九八〇年に発表された林滙氏の「珮生鼓銘文新釈」<sup>④</sup>は、この事実にもとづき、

④ 両銘文はいずれも十字を一行としていて、銘文の格式が同じである。

⑤ 五年珮生鼓銘の銘末は「子々孫々永宝用」等の金文習見の語がなく、中途で終っている。

⑥ 両銘文の内容にも関連性が見られる。

等を論拠にして、両銘文が一連の銘文の前段と後段であることを証明した。これは、従来、宣王の后が召伯虎の失政を叱責したも

のとか、財産の分与率に関する記述であるとか解されてきた五年珮生鼓銘と、召伯虎の善政を旌表したものと、召伯虎の淮夷征伐を慶祝したものと解されている六年珮生鼓銘が、実際はこのようにそれぞれ無関係のテーマを持つものではなく、両銘文を通じて一貫したテーマを持つものであつたことを確認した点で極めて意義のある発見であつた。

林滙氏の上記論文は、その観点から両銘文の積読を試みたものであり、その中には、従来ほとんど論拠もなしに宣王の后であるとか、后に仕える女官であるとか解されてきた君氏・婦氏という語を、召伯虎の父母を指す語であると解する新見解を始め、種々の新見解が出されていて、過去の積読を一新している。林氏の積読はこのように、過去の積読を一步進めたものであつたが、一貫したテーマを追求するという面においては、五年珮生鼓銘を土地の定量オーバーに関する査察からのがれることについての依頼とし、六年珮生鼓銘を代訴結果の報告と事後処理と解するなど、その追求が不徹底の觀をまねがれない。

本稿は、林滙氏が追求し残した点を中心にして両珮生鼓銘の再積読を試みたものである。上記のごとく両銘文は西周金文中有数の難読銘文として知られている。したがって、本稿は両銘文の完璧な積読を期しているわけではない。最初に記したような状況

にある両珮生殷銘の史料的价值を幾分かでも回復できたなら幸いと考えている。

- ① 両珮生殷銘に関する主要な著録・考釈には次のものがある。  
 五年珮生殷銘——①吳式芬『攘古錄金文』三之二、二五—二六、一八九五年。②孫詒讓『古籀餘論』三、二二—二七、一九〇三年。③柯昌濟『鐘華閣集古錄跋尾』丙二、一九一六年。④吳闓生『古金文錄』三、二五、一九三三年。⑤于省吾『雙劍影古金文錄』上三、一六、一九三三年。⑥郭沫若『兩周金文辭大系圖錄攷釈』（略称、大系）図七一、録一三三、放一四二。⑦吳其昌『金文原朔疏証』五、一五、一九三六年。⑧容庚『商周彝器通考』三四七、一二、図三一、一九四一年。⑨容庚・張維持『殷周青銅器通論』一九五八年。⑩陳夢家『美帝國主義劫掠の我國殷周青銅器集録』A二五〇、R四一九、一九六二年。⑪白川靜『金文通釈』三三、八六〇、一九七一年。  
 六年珮生殷銘——⑫阮元『積古齋鐘鼎彝器款識法帖』六、一七、一八〇四年。⑬殷可均『全上古三代秦漢三國六朝文』二二、一八八七年。  
 ⑭孫詒讓『古籀拾遺』中二二、一八八八年。⑮劉心源『奇觚室古金文述』四、二七、一九〇二年。⑯柯昌濟、前掲書、丙二一。⑰郭沫若『金文叢考』二六二、一九三二年。⑱吳闓生、前掲書、三、二五。⑲于省吾、前掲書、上三、一七。⑳劉休智『小校經閣金文拓本』八、六八、一九三五年。㉑吳其昌、前掲書、五、二〇。㉒郭沫若、前掲大系、録一三五、放一四四。㉓楊樹達『積微居金文說』二六八、一九五二年。㉔白川靜、前掲書、三三、八六〇、一九七一年。㉕黃公渚『周秦金石文選評註』八六、一九三五年。  
 本稿では、以上の著録、考釈から引用した両珮生殷銘関係の説については一々これを注記しなかった。
- ② 大系、図一二九、録一三三。

- ③ 羅振玉『三代吉金文存』四、九、七。  
 ④ 林漢達『珮生殷銘文新釈』『古文字研究』第三輯、一二〇—一二五頁、中華書局、一九八〇年。この論文から引用した部分についても、以下においては一々注記しなかった。

二 五年珮生殷銘

佳五年正月己丑珮生又



五年珮生殷銘拓本

事盟来合事余献婦氏曰

壺告曰曰君氏令曰余老

止公僕斃土田多諫弋白

氏從許公宥其参女則宥

其武公宥其武女則宥其

一余車于君氏大章報婦

氏帛束璜盟白虎曰余既

訊戾我考我母令余弗敢

鬻余或至我考我母令瑀

生則董圭

右は五年瑀生殷銘の全文である。十一行、各行十字、全字数百四字。全文を(1)―(6)に分けて、順次検討していこう。

(1) 隹(維) 五年正月己丑、瑀生又(有)事、盟(召) 来合(合) 事、

「隹五年正月己丑」は西周金文習見の紀年紀日法。何王の五年かについては、共和説(柯昌濟)、宣王説(郭沫若、容庚、吳其昌、白川静)などがあるが、林滙氏が召伯虎の父母が生存していることを論拠に、召伯虎が活躍した共和・宣王期より遡らせて厲王期に比定しているのが最も当を得ていると思われる。林已奈夫

氏が器形学的観点からこの五年瑀生殷を西周ⅢAに分類している①のも、この見解に合致している。

「瑀生又事」の事は、先秦諸文献の用例から見ても、白川静氏のいうごとく祭事であろう。したがって、この句は、瑀生の処で祭事があったことをいう。

「盟来合事」の合は、孫詒讓説に従い、会と読む。盟(召)については諸家いずれも召伯虎のみを指すとするが、実際には召伯虎の母も参会しているので、召家の人々という程度の意味である。したがって、この句は、召家の人々が瑀家の祭事に参会したことをいう。

(2) 余献婦(婦)氏曰(以)壺、

(2)は、「余」が「婦氏」に「壺」を献上したという意味である。この余に関しては、過去、召伯虎(孫詒讓)、宣王の后(郭沫若)を指すとする説もあったが、それらは五年瑀生殷の作器者が判然としない段階での解釈であって、明らかな誤りである。今日では、作器者が瑀生であることが明瞭となり、しかも(2)が地の文であることから、瑀生を指すと考えられている。

婦氏が何者であるかは五年瑀生殷銘が公表されて以来問題となっており、召伯虎の母に仕える世婦のごとき女官(孫詒讓)、宣王の后に仕える世婦の属(郭沫若)、召伯虎の妻(白川静)、召伯

虎の母（林湮）等の説がある。私は林湮説が正しいと思う。その理由は次の三点である。

① 林湮氏が指摘しているように、君氏は六年珣生毳銘にいう「宗君」の異称、婦氏は宗婦盤銘にいう「宗婦」の異称と考えられる。

② 五年珣生毳銘の後文によれば、婦氏が伝達した君氏の命令を召伯虎が併せて「我考我母令（命）」と称しているので、「君氏」と「婦氏」は召伯虎の父母を指すと考えねばならない。

③ 冏家と珣家は、六年珣生毳銘の末尾に「珣生奉揚宗君其休、用作朕刺祖盥公嘗毳」とあることからわかるように、大宗と小宗の關係にある。この關係から見れば、小宗の珣生が作った毳の銘文において宗君と宗婦がそれぞれ「君氏」「婦氏」と称されているのは、呼称としては当を得たものである。壺は青銅製の容器としての壺である。郭沫若は「符」の假借で虎符のごとき用をなすと解しているが、白川氏が指摘しているように、西周青銅器中にそのように用いられたと考えられる壺は存在していない。この場合は、召伯虎の母が老齡にもかかわらず珣家の祭祀に参加したことに対して、珣生が壺を献上したと考えるべきである。

(3) 告曰、曰（以）君氏令（命）曰、余考、止公僕璋土田、多諫

（争）、弋（代）白（伯）氏從許、公宕（訴）其參、女則宕（訴）其弋、公宕（訴）其弋、女則宕（訴）其弋、一、この(3)は、銘文の中心テーマが何であるかを決定づける、いわば両銘文解釈の鍵ともいうべき箇所であるので、少しく詳細に検討することにした。

(3)に関しては、過去、種々の解釈がなされてきた。しかし、その全てをここに紹介する余裕がないので、我國と中国でなされた釈読のうちからそれぞれ最も最近のものとして白川静説と林湮説のみを紹介し、その検討批判を通して(3)の部分の解釈の方向をさぐってみたい。

白川静説——句読は私見に同じ。(3)の告曰以下を婦氏が珣生と召伯虎に告げた語とした上で、婦氏は召伯虎の妻、君氏は召伯虎の母、老は退隱、止公は召伯虎の父、僕璋（庸）土田は止公の没後に相続分から除外されて君氏の食邑とされている土田、諫は賦責、弋は必、伯氏は召伯虎、從許は諒解を与えるの意、公も召伯虎、女は珣生、宕は貯積賦納を取取るの意、一・弋・參は僕璋土田の租収の分与率とする。したがって、(3)は次のように解されている。

婦氏が本宗の姑君である君氏の命令を携えてきて、祭事に会している召伯と珣生とにこれを伝達した。その伝命は「余

(君氏)は退隠しようと考えているが、自分の食邑として、止公から遺留分として贈られている附庸の土田には、多くの租徴収入があるので、これを兩人に遺贈したいと思う。このことについては、相続権者である伯氏(召伯)には、必らず承引を受けたいと考えている。遺贈の分率は、五に区分しうるものはそのうちの三を召伯に、二を瑯生に、また三に区分しうるものについては、召伯二、瑯生一という割合とする」

林湮説——「止公僕庸土田多刺」を除けば、句読は私見と同じ。

(3)の告曰以下を瑯生が召伯虎の母(幽姜)に告げた語とした上で、君氏は召伯虎の父である幽伯、余は瑯生の自称、止公は瑯生と密接な関係にある人物であるが不明、僕庸は人、土田は耕地、刺は司法方面からの調査、弋は式で勅令の詞、縦許は寛大な処理をするの意、公は止公、女は召伯虎、若は田・人の数が定量を超えていることとする。したがって、(3)はほぼ次のように解されている。

瑯生が幽姜を通じて幽伯に告げている、「宗君幽伯の名義で命令を出してほしい。余(瑯生)はすでに年老いた。(余と関係のある)止公の田・人は何度も司法方面からの調査を受けているので、伯氏(召伯虎)の寛大な処理を希望する。だから、召伯虎に『止公の田・人が定量を三分超えていたら、汝(召伯虎)は二分超えるようにさせ、止公の田・人が定量

を三分超えていたら、汝は一分超えるようにさせよ』という命令を出してほしい」と。

以上の二説はこれら以前の諸説に較べると格段に文義が通じるところになってきているが、両瑯生既銘文を一連の銘文とする立場から見ると、銘文全体の内容に合致するかという点に疑問がある。いま問題となっている(3)は、白川・林兩氏がほぼ共通して認める両銘文の文脈、

a 五年正月己丑、瑯生の処に召が来た。

b 瑯生が婦氏に壺を献じた。

c (3)の告曰以下の君氏の命令が告げられた。

d 瑯生が君氏と婦氏にそれぞれ大璋と帛束等を献報した。

e 召伯虎が父母の命令を実行することを誓う。

f 瑯生が召伯虎に瑾圭を報いた。

g 六年四月甲子、召伯虎が代訴した裁判について瑯生に報らせる。

h 報告の前半は、裁判の結着がついたことと、それが父母の命によるものであることをいう。

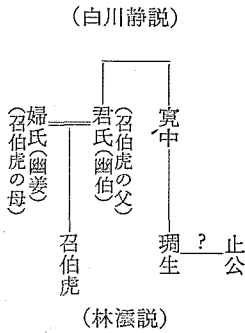
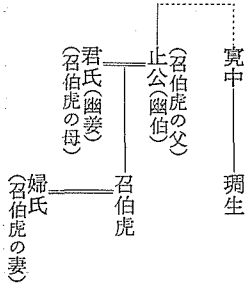
i 報告の後半は、召伯虎と有嗣との間で行なわれた裁判後の処理についていう。

j 瑯生が召伯虎に璧を報いた。

と珣生が宗君の恩寵に感謝して列祖召公の祭器を作った。  
のcに相当する。私はこの文脈理解は基本的には正しいと思う。

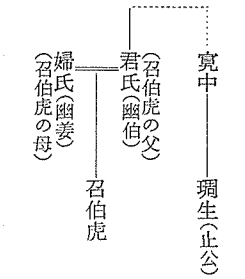
ところが、この文脈を正しいとした上で上記二説をこの文脈の中に入れて、上記二説は両氏の文脈からさえ遊離しているように見える。もしこの文脈に沿って(3)を解釈しようとしたら、(3)は、召伯虎の父母が召伯虎に代訴を、それも珣生がまきこまれていた争訟の代訴をするように命じている命令と解さねばならない。果してそのように(3)を解することが可能なのであろうか。私は可能であると思う。以下に(3)に関する私見を述べることによって、そのことを示めよう。

「告曰、召伯虎曰」については、上記二説以外に、女官が召伯虎の母の命令を伝達した（孫詒讓）、世婦が宣王の後の命令を伝達した（郭沫若）等の説がある。私は次の二理由から、召伯虎に命じた君氏（召伯虎の父）の命令を婦氏（召伯虎の母）が珣生



に告げ知らせたものであると思う。まず第一は、後文に召伯虎が

「我が考我が母の命（命）」を実行するつもりであると誓言しているが、この父母の命令に相当する命令は(3)以外に存在しないことである。第二は、この(3)を受けて珣生が召伯虎の父母に大璋等を献報しているが、これは後文において召伯虎の誓言を承けて珣生が召伯虎に瑾圭を報いた例、六年珣生毘銘において召伯虎が代訴の報告をしたことを承けて珣生が召伯虎に璧を報いた例と全く同例で、珣生が自分に対して告げられた語を承けてそれに報いたものであると考えられることである。召伯虎の母が伝えた召伯虎の父の命令が珣生に対する命令でなく、召伯虎に対する命令であることは、この父母の命令を実行すると誓言しているのが召伯虎であることからわかる。



「余老」の余は君氏（召伯虎の父）の自称、老は文字通り「年老いた」という意味であるが、この句は、単に自分が年老いたという事実だけを述べているものではないと思う。召伯虎の父は本宗の宗君であるから、小宗の珣生に手を籍すのはもともと彼自身がなすべき役割であったはずである。年老いたためそれが

できなくなつた。そこで子の召伯虎に自分の代役をまかせることにした。その含みがあつてかく述べたと考えられる。したがつて、この句は、叔隤父貞銘の「叔隤父曰、余老、不克御事（余、老して、事を御するあたはず）」と同様に、年老いたため物事を処理することができなくなつた、というニュアンスを持つていと考えられる。

「止公僕璋土田、多諫」の止公は瑯生に対する敬称であろう。この止公に関しては上記二説以外にも宣王の后の父（郭沫若）とする説があるが、もしこれらの諸説のように止公を瑯生以外の人物であるとすれば、後文において、婦氏が止公に関する君氏の命令を伝達したことを承けて瑯生が君氏・婦氏に大璋等を献報したり、召伯虎がその命令を実行すると誓言したことを承けて瑯生が召伯虎に瑾圭を報いたり、召伯虎が止公の代訴した裁判の結果を瑯生に報告したり、その報告を聞いて瑯生が召伯虎に璧を報いたりしていることの全てが説明できなくなる。これに対し、止公を瑯生と解すれば、君氏・婦氏・召伯虎がした行為・命令は瑯生のための行為・命令となり、瑯生の行動はそれに礼意をこめて報いた行動ということになって、全て合理的に説明がつく。本宗である君氏・召伯虎が小宗の瑯生を止公と敬称するのは称謂としては不適當と思われるかもしれないが、師斲毀銘に「王才周、各于大

室、即立、宰瑯生内、右師斲（王、周に在り。大室に格り、位に即く。宰瑯生、内りて、師斲を右く）」とあり、瑯生が当時、周王室の宰という極めて高い官職にあつたことから見ると、決してあり得ない称謂ではない。

「僕璋土田」の僕璋は不詳。この語は孫詒讓・王国維以来、附庸と解されてきたが、一九八一年出土の逆鐘に「用斆于公室僕庸・臣妾・小子・室家（用て公室の僕庸・臣妾・小子・室家を敬べよ）」とあつたことから、最近はある種の人を意味する語ではないかと考えられるようになってい（後述）。私は自分なりの結論を出していないので、欠積とする。土田は、耕地だけでなく、山林をも含む土地のこと。

「多諫」の諫は、六年瑯生毀銘の「公厥稟貝、用獄諫為曰」という用例から見て、獄事と関係のある動詞、すなわち争・訟の義でなければなるまい。事実、諫は『説文解字』三上・言部に「諫、数諫也」と説解しているが、この説解は、『広雅』積詁一に「数、訟、責也」とあり、同・積詁四に「諍、諫也」とあり、『孝経』諫諍「天子有争臣七人」の注に「争謂諫也」とあるのによれば、同義語の連語ということで、争・訟に解し得る。

「弋白氏從許」の弋は、『説文解字』八上・人部に「代、更也、从人、弋声」とある代で、君氏が伯氏に、余に代つて、と代役を



指示した語である。白（伯）氏は、諸家いずれも召伯虎を指すと解する。私見も同じ。従許については、上記二説をはじめ諸家いずれも「縦許」と解しているが、それでは文義に合わない。裁判関係金文中に散見する動詞の許を、松丸道雄氏は「法廷で証言することを意味する」と解しているが、従許の許は恐らくこれであろう。ただ、従許の場合は名詞なので、裁判の時に互いに反論・応酬し合うこと、すなわち裁判そのものを意味していると思われる。許は、『説文解字』三上・言部に「許、聴也」とあり、『呂氏春秋』知士覽「三曰而聴」の注に「聴、許」とあるように、聴と互訓する。その互訓する聴に、『尚書大伝』「諸侯不同聴」の注に「聴、議獄也」とあるように、議獄という義があるので、許にも同様の義があったと考えられる。従は、盟盥銘に「従獄」とある従と同例である。

「公宕其参、女則宕其貳、公宕其貳、女則宕其一」の公は止公（弼生）を指し、女は伯氏（召伯虎）を指す。宕は訴の仮借である。其は上文の多諫を指しているので、其参・其貳・其一は多くの争訟のうち三件・二件・一件という意味である。以上の私見のうち最も問題となるのは、宕を訴の仮借とする解釈であると思うので、このことを音と用例の二面から証明しておこう。

まず、宕と訴の通仮関係について述べよう。宕は、『説文解字』

三上・言部に「从宀、磻声」とあるが、字の構成から見て、本来は「从宀、石声」であったはずである。許慎が磻声としているのは、当時すでに宕の音が石声（鐸部、舌音）から同類の磻声（陽部、舌音）に対転していたからである。一方、訴は『説文解字』三上・言部に「从言、廝声」とある。この訴を廝（斥）声とする許慎の説解は、『広韻』『韻鏡』等に記す中世の音から見ると正しくないように思えるが、近出の『睡虎地秦墓竹簡』語書に「是以善斥事、喜争書」とあって、斥を訴の仮借として使用しているので、古音を忠実に伝えているものである。以上のように宕は石声、訴は斥声に従う字であるが、この石声と斥声は、次に示すような関係にある。

a 『説文解字』六上・木部に「櫛、判也、从木、廝声、易曰、重門擊櫛」とあり、同・木部に「櫛、行夜所擊木、从木、櫛声」とあるので、廝（斥）声と櫛声は同音通仮する。その櫛は同じく六下・櫛部に「櫛、櫛也、从櫛省、石声」とあるので、結局、斥声と石声は同音通仮していたと考えられる。

b 『經典釈文』に『毛詩』小雅・斯干の「椽之櫛櫛」を「椽之柝柝」に作る本があるという。

c 『一切経音義』十三に「拓」の古文として「柝」をあげている。

d 『漢書』楊雄伝下に「何為官之拓落也」とあり、『漢書』武帝紀の「駉馳之士」の注に「駉者、駉落無檢局也」とあって、「拓落」は「駉落」とも書く。

この四例に見られるように、石声諧声字と斥声諧声字は同音通仮している。このように両諧声字中に多くの同音通仮があることから見て、宕と訴ももともとは通仮していたと考えてよいであろう。

次は用例である。西周金文中には宕の用例が七例ある。そのうち三例は両瑣生毆銘にあり、他の四例は次のとおりである。

a 毆毆銘<sup>⑨</sup>

朕文母、競敏啓行、休宕厥心、永襲厥身、（朕が文母、競敏啓行にして、休く厥の心を宕り、永く厥の身を襲う）

b 毆鼎銘<sup>⑩</sup>

朕文考甲公、文母日庚未休、則尚安永宕乃子毆心、安永襲毆身、（朕が文考甲公、文母日庚、叔休にして、則ち常に安永く乃の子毆の心を宕り、安永く毆の身を襲う）

c 不嬰毆銘<sup>⑪</sup>

女呂我車、宕伐毆允于高陶、（汝、我が車を以いて、猥狁を高陶に宕伐せよ）

d 聖靈銘<sup>⑫</sup>

孚邦人正人師氏人、又皇又故、廻□匱、即女、廻繇宕、卑復虐逐厥君厥師、廻乍余一人咎、（邦人・正人・師氏人に于て、皇有り故有りて、廻し匱を□すれば、女に即け。廻し繇宕して、厥の君、厥の師を覆・虐・逐せしむるあらば、廻ち余一人の咎と作さんと）

このうちのaとbの宕は、天上に在る母、あるいは父母の霊が毆の心に働きかける作用として使用されていることから見て、同じく天上に在る帝が王季の心に働きかける作用を記している『毛詩』大雅・皇矣の「維此王季、帝度其心」の度（集伝に「待浴反」という）の意で使用されていると考えられるので、本稿とは直接関係はない。cの宕伐の宕は、號季子白盤の「搏伐」の搏（搏）が『広雅』釈詁三の「搏、擊也」、宗周鐘の「戮伐」の戮（撲）が『広雅』釈詁三の「撲、擊也」と解すのと同様に、『集韻』に「拆、昌石切、音尺、擊也」とある拆の字義で解すべきものである。これは上記したように石声諧声字が斥声諧声字に通仮していたことを示す好例であろう。これよりもっと重要なものはdの宕で、これは五年瑣生毆の三例と同様、訴の仮借として解さねばならないものである。dの銘文は、意識すると、「邦人・正人・師氏人に犯罪や争訟があって、もし同僚を□（意義不明）したならば、汝のもとで決着をつけよ。もし繇宕して自分の邦君や

師長を覆冒・苛虐・放逐するようなことがあったら、余自身の手で処罰するであろう」となる。この意識に沿って「繇宕」という語を考えると、繇宕は、裁判と関係があり、しかも邦人・正人・師氏人などの下臣・下僚が自分の邦君・師長を覆冒・苛虐・放逐するような結果を招くような行為でなければならぬ。この二つの条件を満足させる行為ということになれば、それは下臣・下僚が自分の上長をさらに上級の者に訴える踰訴・越訴以外には考えられない。事実、繇と踰は通仮（繇と遙は古今同音であり、『漢書』陳湯伝に「踰集都頼」の注に「踰説曰遙」とあるので、踰と繇は通仮する）するので、宕を訴の仮借とすれば、繇宕は踰訴と解せる。このように繇宕を踰訴と解した場合、そのような事実が西周時代に存在したか否かが問題となるが、幸いなことに、近出の饒誼銘<sup>④</sup>にその例があるので、傍証としてあげておこう。

白揚父廼成賢曰、牧牛、馭、乃可湛、女敢昌乃師訟、……白揚父廼或吏牧牛誓曰、自今、余敢愛乃小大吏、乃師或昌女告、則侄乃便千讒蹶、（伯揚父廼ち賢を成して曰く、牧牛よ、馭、乃の苛甚し。女敢て乃の師を以て訟ふ。……伯揚父廼ち牧牛をして誓わめて曰く、今より、余、敢て乃の小大の吏を憂（和）ぐ。乃の師、女を以て告ぐる或らば、則ち乃の鞭千を致し、讒蹶せんと。）

この銘によれば、牧牛は、自己の直接の師長である饒誼をさらに上級の白揚父に踰訴したが、苛虐甚しいうことで敗訴、反って、今後師長から訴えられるようなことがあったら、鞭千を含む重罰を課せられてもよい、と誓言させられている。これはまさしく盟誼銘にいう、師氏人などの下僚が自己の師長を踰訴によって苛虐した行為であって、前述の繇宕を踰訴と解すべきことを事実によって証明している。

(4) 余車（惠）于君氏大璋（璋）、報婦（婦）氏帛束・璜、

この(4)は、珣生が君氏に大璋、婦氏に帛束・璜を礼物として献報したことをいう。余は珣生を指す。下句の主語も同じ。今仮りに「車」とした字は、原筴ではもぎに作る。いかに隸定すべきか不明であるが、車を声符と解する過去の諸説に従い、恵に読む。下句の報と対になっているので、『孟子』滕文公上に「分人以財、謂之惠」という恵贈の義である。大璋は、『説文解字』一上・玉部に「半圭為璋」とあるのによれば、大型の半圭である。帛束の束は帛布の単位で、一束（二百尺）のこと。璜は『説文解字』一上・玉部に「璜、半璧也」とある。

(5) 盟（召）白（伯）虎曰、余既訊、戾（服）我考我母令（命）、余弗敢譎（亂）、余或至（致）我考我母令（命）、

この(5)は、召伯虎が君氏・婦氏の命令に従って行動することを

彌生に対して誓約した語である。

「余既訊」の余は当然、召伯虎の自称である。訊は聴の義。

「戻我考我母令」の戻は原篆を𠄎に作る。六年彌生毆銘にも

「戻令」とあり、その原篆は𠄎に作る。今、後者に従い、戻と

隸定した。この字は、過去、爨の省文と見て「服」義（採詒讓、

訊と連語として「順」義（白川静）などと解されている。文義は

これらでも通じるが、字形から見ると、林滙氏が

「原篆作𠄎、疑為从𠄎声之形声字。金文中「亡𠄎」亦

作「亡𠄎」（如訖駁）、即典籍之「亡𠄎」、駁典籍多訓厥、厥

有伏義、亦有順從之義、

というのに従い、駁と読んで服義に解するのがよい。我考我母令

とは、召伯虎に彌生の代訴を命じた③の君氏・婦氏の命令を指す。

実際の命令は君氏が出し、婦氏はその命令を伝達しただけである

が、婦氏の口で再述されることにより、婦氏の命令としての性格

をも帯びるようになったと考えられる。

ところで、我考の考について少し言及しておきたい。この考と

いう称谓は、『春秋公羊伝』隠公元年「隠之考也」の注に「生称

父、死称考」とあり、また『釈名』釈喪制に「父死曰考」とある

など、後世、亡父に対する称谓とされている。そのため、召伯虎

の父はすでに死亡したものととして、この我考の命を遺命として扱

う説もある。しかし、林滙氏もいうごとく、西周金文中には父も

考も死称として使用（例証はきわめて多く、引用するまでもない

であろう）されていて、このような称谓上の区別が西周時代に存

在していたか疑問である。

「余弗敢誦」の誦は、郭沫若が「乱」に読んで「背乱」の義と

するのに従う。父母の命令に背乱しない、という意味である。

「余或至我考我母令」の或は有、至は致に読む。したがって、

この句は、召伯虎が、代訴の代役を命じた君氏・婦氏の命令を実

行すると誓約したものである。

(6) 彌生則璫（璫）圭、

この(6)は、彌生が召伯虎の誓言に対して礼物を献報したことを

いったものである。

璫圭の璫は、頌鼎・善夫山鼎の「璫璫（璫璫）」と同様に璫で、

『説文解字』一上・玉部に「璫璫、美玉也」とあるのによれば、

美玉である。したがって、璫圭とは美玉で作られた圭のこと。

この(6)には動詞が省略されているが、それは上文(4)の「恵」か

「報」のいずれかであろう。六年彌生毆銘において、召伯虎が代

訴の結果を報告したのを承けて彌生が璫を献報した時には「報」

が用いられている（後述）。(6)も同じ彌生が召伯虎に献報したも

のなので、同人物に対する同行為には同じ動詞が用いられるとす

れば、報である可能性が強い。

- ① 林巳奈夫 『殷周時代青銅器の研究 図版』一三三頁、吉川弘文館、一九八四年。
- ② 大系、録一五三。
- ③ 『考古』一九七九年第一期、二四頁。
- ④ 大系、録一三八—一三九。
- ⑤ 『考古与文物』一九八一年第一期、一〇頁。
- ⑥ 松丸道雄 「西周後期社会にみえる麥章の萌芽——晉鼎銘文解釈問題の初歩的解決——」 『西嶋定生博士還暦記念 東アジア史における農民と國家』四二頁、山川出版社、一九八四年。
- ⑦ 大系、録一三二。
- ⑧ 匯虎地秦墓竹簡整理小組 『匯虎地秦墓竹簡』一九頁、文物出版社、一九七八年。
- ⑨ 『文物』一九七六年第六期、五九頁、圖二八。
- ⑩ 『文物』一九七六年第六期、五六頁、圖一三、五九頁、圖三〇、五八頁、圖二八。
- ⑪ 大系、録八九頁。
- ⑫ 注⑩に同じ。
- ⑬ 大系、録八八。
- ⑭ 大系、録二五。
- ⑮ 『文物』一九七六年第五期、四三頁、圖三〇、四二頁、圖二四。
- ⑯ 大系、録四五。
- ⑰ 『文物』一九六五年第七期、二二頁、圖六。

三 六年珮生殷銘

佳六年四月甲子王才彝  
 隴白虎告曰余告慶曰公  
 厥粟貝用獄諫為白又鼎  
 又成亦我考幽白幽姜令  
 余告慶余曰邑訊有爾余  
 典勿敢封今余既訊有爾



六年珮生殷銘拓本

曰屢令今余既一名典猷

白氏則報璧珣生奉揚朕

宗君其休用乍朕刺且璽

公管毀其万年子、孫宝用

享于宗

右は六年珣生毀銘の全文である。十一行、各行十字。全字数百四字。ただし、重文を一字含む。五年珣生毀銘に続け、(7)―(12)に分けて、順次検討していくことにしたい。

(7) 隗(維) 六年四月甲子、王才(在) 薨、

この(7)は、召伯虎が代訴の結果等を報告した日についての紀年紀日である。

召伯虎が代訴を誓言した(1)の「五年正月己丑」からこの「六年四月甲子」までは一年三ヶ月余りである。この訴訟期間が当時としては長かったのか短かったのかは不明。

「王才薨」の才は在、薨は薨京である。これは六年四月甲子の日に周王が薨京に滞在していたことをいうもので、西周金文習見の紀年紀日法の一部である。

(8) 璽(召) 白(伯) 虎告曰、余告慶、曰、公厥(之) 稟貝、用獄諫(争) 為白(伯)、又(有) 甬(定) 又(有) 成、亦我

考幽白(伯) 幽姜令(命)、余告慶、

「召伯虎告曰」は「猷白氏」までかかる。召伯虎が珣生に代訴の結果とその後の処理について報告したものであるが、長すぎるので、便宜上、(8)―(10)に分けた。

「余告慶」の余は召伯虎の自称、慶は慶祝。したがって、この句は代訴の勝訴を慶祝したもので、我国でいう「お慶び申し上げます」に相当する。

「曰」は語端を改めたものである。

「公厥稟貝」の公は五年珣生毀銘の「止公」、すなわち珣生を指す。厥は、『尚書』無逸「自時厥後」の厥と同様に之に読む。

ただし、ここでは主格を表わす。稟は、『漢書』礼楽志「天稟其性」の注に「稟謂給授也」、『淮南子』原道「稟受無形」の注に「稟、給也」とある給授の義である。貝については、白川静・林涇両氏とも『周礼』大司寇に

以兩造禁民訟、入束矢於朝、然後聽之、以兩劑禁民獄、入鈞金三日乃致於朝、然後聽之、

とある「束矢」「鈞金」に相当するものと解しているが、これに従う。訴訟の費用として提出するものである。したがって、この句は、珣生が召伯虎に鈞金として貝をあらかじめ渡していたことをいう。五年珣生毀銘には珣生が召伯虎に貝を給授したことに

いての明文はないが、代訴をしてもらう以上、訴訟にかかる費用をその当事者があらかじめ提供しておくのは当然のことであろう。

「用獄諫為白」の諫は前節で述べたように争の義で読む。為白に關しては、「伯と為る」と読んで、九命の伯に任命された（楊樹達）、「伯の為」と読んで、伯（珣生）のために争訟した（林遷）、「為伯」と読んで、理官の名（白川静）などと解する説があるが、私は、争訟の相手の名と解したい。その方が文義が通じるからである。したがって、この句は、珣生からあらかじめ渡された貝を裁判費用として用い、為伯と争訟をした、という意味である。

「又帛又成」の二つの又ははいずれも有の假借。帛は、『魏三体石經』君爽によれば、祗の古文である。郭沫若が底と読み、定に通ずるとしているのに従う。定には、『淮南子』天文訓「秋分粟定」の注に「定者成也」とあるように、成の義がある。したがって、有定と有成は同義の対文である。有成は西周金文中に数見する語で、宗周鐘の「朕猷又成亡競（朕が猷、成る有りて競う亡し）」、史頌饒の「休又成事（事成る有るを休せらる）」などによれば、物事の成就・成功を表わす語であつたらしい。有定有成の場合も同様の語義であつたとすれば、争訟の目的を成就した、すなわち勝訴を得たという意味であると考えられる。上文・下文に

余告慶とあるのは、勝訴を得たことに對する慶祝であろう。

「亦我考幽白幽姜令」は、召伯虎が、代訴は珣生からの依頼によるものであるが、それは亦、父の幽伯と母の幽姜の命令にもとづくものでもあつた、と述べた語である。幽伯、幽姜が生称か死称かは不明。幽某・穆某という称謂は、西周金文の一般的傾向や『周書』諡法などによれば死称であるが、少数ではあるが、「穆公」（盜方尊）、「武公」（禹鼎）のごとく明らかに生人とわかる場合にもこのような称謂が使用されているので、生称か死称かの判断がつけられない。五年珣生毀銘の場合は君氏・婦氏ともに生人であるが、それから一年三ヶ月余も経過しており、老齡の兩人がその間に死去した可能性もある。したがって、判断を保留しておく。

「余告慶」は重ねて慶びを告げた語である。

(9) 余呂（以）邑訊有嗣、余典、勿敢封、

この(9)は、召伯虎が勝訴後の処置について有嗣に指示した内容を記している。

「余呂邑訊有嗣」の邑は、争訟の対象となつた珣生の邑を指す。五年珣生毀銘では、この邑に關する争訟が「僕壘土田」に關する争訟として表現されていた。このことは、逆鐘出土以来、問題となつている、僕壘が人が附庸かを考える上で極めて重要な事実で

ある。過去の僕輩に関する議論ではこのことは全く考慮に入れられていないので、指摘しておきたい。訊は訊告。有嗣は天子の有嗣で、五祀衛鼎銘などに見える参有嗣等をいう。

「余典、勿敢封」は召伯虎が有嗣に指示した語である。これについては、「余之法典、不敢封疆」(柯昌濟)、「典即所受之命冊、勿敢封者、謂不敢封存于天府」(郭沫若)、「そのことを文書化し、なお署簽の要があるので封緘していない」(白川静)、「私は土田の数量を記録した文書を持っているが、(まだ定論がないので)その副本を官府に封存しようとはしなかった」(林漢)などと解されているが、いずれの解釈も納得し難い。私は、典は佃生毀銘の「鑄保毀、用典格白田(保毀を鑄し、用て格伯の田を典す)」の典で、文書に記録するという意の動詞、封は散氏盤銘など土地関係金文に見える封疆を界定するという意味の動詞で、「余は典するのみ、敢て封する勿かれ」と読み、召伯虎が、自分は代訴しているので、判決確定後の邑の田・人を実地検分し、それを記録した文書が欲しい、だからそれだけを作製し、それ以上の行為である封疆はしないように、と指示したものであると解したい。五祀衛鼎銘によると、裁判に決着がつき、敗訴者が勝訴者に土地を引き渡す場合には、参有嗣等の立ち合いのもとで、

a 引き渡す田土の実地検分

b 田土耕作者の居住地の確認

c 田土の封疆

の順で田土の引き渡しが行なわれ、次いで、双方の関係者による饗宴が行なわれている。六年珣生毀銘の場合も本来なら同様の順で争訟後の処置がなされたはずであったが、代訴という特殊事情から、実地検分とそれにもとづく文書作製のみがなされ、最も大事な封疆は後日、当事者である珣生によって行なわれたと考えられる。封疆のような微妙な問題は、たとえ大宗であったとしても、本人の確認・承諾なしに勝手に行なえないものであったからであろう。

(10) 今余既訊、有嗣曰、屨(服)令(命)、今余既一(尺)名(銘)

典、献白(伯)氏、

「今余既訊」の訊は聴。したがって、この句は、指示通り文書が作製されたか否かを訊ねた、という意味である。

「有嗣曰」以下はそれに対する有嗣の返事である。諸家いずれも「屨令」のみを返事とするが、文義から見て、「献白氏」までを返事とすべきである。

「屨令」の屨は五年珣生毀銘(5)の屨と同様に服の義で読む。令(命)は、上文(9)の「余典、勿敢封」を指す。

「今余既一名典」の余は有嗣の自称。一は、楊樹達が「尺」と



読んでいるのがよい。名は、諸家いずれも「署名」「簽押」等に解しているが、銘の初文で、銘記するという意味の動詞とするべきである。典は、ここでは名詞で、文書をいう。文書が簡牘であったか、上引した弮生毀のように彝器であったかは不明。この句は、実地検分をして、すでに必要事項を尽く銘記した文書を作製した、という意味である。

「猷白氏」の白（伯）氏は召伯虎を指す。作製した文書を召伯虎に引き渡すことをいう。この文書は、この召伯虎の報告とともに弮生に渡されたと考えられる。

(11) 則報璧、

この句の主語は省略されているが、弮生である。あまりに明白なので省略されている。召伯虎が代訴をし、争訟後の処置をし、かつ有嗣から受け取った文書を送り届けてきたことに対して、弮生が璧で以て報いたのである。

(12) 弮生奉揚朕宗君其（之）休、用乍（作）朕刺（烈）且（祖）盥（召）公嘗毀、其万年、子々孫、宝用、享于宗、

この(12)は、弮生が宗君の恩寵に揚えて烈祖召公の嘗毀を作ることをいう。西周金文に常見する表現であるが、一般に「対揚」としているところを「奉揚」としている点が他器と異なる。ここにいう宗君は召伯虎に代訴を命じた君氏を指す。烈祖召公について

は、諸家いずれも召公爽を指すと解している。これに従う。嘗毀の嘗は、白川静氏のいうごとく、祭名であろう。

- ① 大系、録二五。
- ② 大系、録四〇。
- ③ 『文物参考資料』一九五七年第四期、八頁。
- ④ 千省吾『商周金文録遺』九九、一九五七年。
- ⑤ 注⑥参照。
- ⑥ 大系、録六四。
- ⑦ 大系、録一二七。
- ⑧ 五祀衛鼎銘『文物』一九七六年第五期、三八頁、図一五)の土地引き渡しに関する部分は

廼令參有嗣、嗣土邑人越、嗣馬嬭人邦、嗣工附矩、内史寺鋸、帥殿裘衛厲田四田、廼舍密于歐邑、歐逆疆畢厲田、歐東疆畢散田、歐南疆畢散田畢政父田、歐西疆畢厲田、邦君厥宰付奕衛田、厲叔子夙、厲有嗣隴季・慶癸・函表・荆人敢・井人倡厲・衛小子者其郷徹、  
となつてゐる。

四 おわりに

以上の所論にもとづいて五年弮生毀銘と六年弮生毀銘を読み下すと、次のようになる。

維れ五年正月己丑、弮生、事有り。召来りて事に合（会）す。余、婦氏に猷するに壺を以てす。曰く、「君氏の命を以

て曰く、『余は老いたり。止公の僕隳土田には諫(争)多し。代りて伯氏が許に従へ。公が其の参を宥(訴)へば、汝は則ち其の弑を宥(訴)へよ。公が其の弑宥を(訴)へば、汝は則ち其の一を宥(訴)へよ』と。余、君氏に大璋を恵し、婦氏に帛束・璜を報ず。召伯虎曰く、「余、既に訊き、我が考我が母の命に戻(服)せり。余、敢て乱さず。余、我が我が母の命を致す或らむ」と。彌生則ち瑾圭をもつてす。

維れ六年四月甲子、王、薨に在り。召伯虎告げて曰く、「余、慶を告ぐ。曰く、公の粟たまひし貝、用て為伯と獄諫(争)す。祇(定)有り成有り。亦た我が考幽伯・幽姜の命なり。余、慶を告ぐ。余、邑を以て有嗣に訊く、『余は典するのみ、敢て封する勿かれ』と。今、余、既に訊く。有嗣曰く、『命に戻(服)せり。今、余、既に一(尽)く典に銘せり。伯氏に献ず』と。則ち璧を報ず。彌生、朕が宗君の休に奉揚し、用て朕が烈祖召公の管毀を作る。其れ万年、子々孫まで、宝用して、宗に享せ。

その大意は以下のようになる。

厲王の五年正月己丑の日、彌生の処で祭事があり、召家の人々がその祭事に参会した。余(彌生)は婦氏(召伯虎の母)に壺を献上した。婦氏が君氏(召伯虎の父)の命令を伝

達していう、「余(君氏)は年老いて物事を処理できなくなつた。いま止公(彌生)の僕隳土田には争訟が多く困つている。だから余に代って伯氏(召伯虎)が代訴してやれ。(もし争訟が五件あり)公(彌生)が自らそのうちの三件を訴えるのであれば、汝(召伯虎)は二件を代訴し、(争訟が三件あり)公自身が二件を訴えるのであれば、汝は一件を代訴せよ」と。余(彌生)は命令者の君氏に大璋を、伝命者の婦氏に帛一束と璜を献報して謝意を表した。次いで、召伯虎がいう、「余はすでに我が父・母の命令を聞き、それに服している。余は命令に背乱するようなことはしない。余は我が父・母の命令を滞りなく実行するつもりだ」と。余(彌生)は召伯虎に瑾圭を献報して謝意を表した。

(一年三ヶ月余過ぎた)厲王の六年四月甲子の日。この日、王は薨京に滞在していた。召伯虎が代訴の結果を報らせていう、「お慶び申し上げます。公(彌生)より給わつた貝を争訟費用として用い、為伯と獄争し、勝訴しました。これはまた我が父幽伯と母幽姜の命令によるものである。お慶び申し上げます。余は(勝訴後の処置について)有嗣に告げた、『余は(代訴しているので)問題の邑を实地検分した文書を作るだけである。だから、それ以上の行為である封疆の界定はし

ないように』と。いま余が訊いたところ、有嗣は『命令通りに致しました。いま余は関係事項を尽く文書に銘記したので、それを伯氏（召伯虎）に献じます』と答え、文書を引き渡した』と。余（珣生）は召伯虎に璧を献報して謝意を表した。珣生は朕が宗君（召伯虎の父）の恩寵に揚まえて、朕が烈祖召公の嘗殿を作った。万年、子々孫々に到るまでこれを宝用して、大宗を享せ。

以上のごとく、珣生殿銘は文義が明瞭に辿り得るようになった。したがって、両銘文の史料価値を幾分かでも回復しようという所期の目的は達成し得たと思う。しかし、細部にはいまだ解決し切れぬ問題が残らざるを得なかった。今後の課題としたい。

ところで、五年珣生殿銘・六年珣生殿銘の持つ意義は多々ある。そのうちの二、三点を指摘して、本稿のまとめとしておきたい。

一、本稿で論証してきたように、珣生殿銘は代訴について記している銘文であった。西周金文中には、他に、①「督鼎にも「督史厥小子斂呂限訟于井弔（督、厥の小子斂をして限を以て井叔に訟へ使む）」とあって、督が自己の小子（子弟）②に訴訟を代行させた例がある。しかし、もしこの例を自己訴訟の一形態と看做せば、厳密な意味での代訴記録は珣生殿銘以外には存在しなくなる。現状では西周時代の代訴記録であ

ることはただちに中国史上最初の代訴記録ということになるので、その点、珣生殿銘は法制史上、極めて価値のある史料ということになる。しかも、代訴にいたるまでの事情、代訴後の処理等が詳細に記録されていることは重要である。

二、珣生殿銘では、大宗の嗣子召伯虎が小宗の珣生の代訴をしている。これは一般にいわれる西周時代の大宗・小宗の協力関係を如実に示めすものである。これほど宗法的秩序の実態を明確に記した史料は珍しい。しかし、一方には、たとえ大宗といえども小宗の封疆界定を小宗の確認・承諾なしには行なえないという事実がある。これは小宗の経済的自立を証していると同時に、封疆界定のような微妙な利害関係のからむ問題は、一步処理を誤ると、本支間の争いにまで発展し得る可能性があったことを示めている。このように、本支関係には協力関係の外に一種の緊張関係があったことは、西周後期社会を考える上で興味深い事実であろう。

三、五年珣生殿銘に「僕璋」という語がある。この語は孫詒讓・王国維以来、『毛詩』魯頌・閟宮の「附庸」、『春秋左氏伝』定公四年の「陪敦」に比定され、諸侯に属する小国を意味するものとして、西周封建制の一形態と看做されていた。ところが、一九八一年に逆鐘が発見されると、その銘文において

僕庸が臣妾・小子等の「人」と連称されていることから、逆鐘銘の僕庸を「僕と庸との二種の人」とし、五年瑯生殷銘の僕庸を附庸として区別する説をはじめとする諸説<sup>②</sup>が立てられ、僕庸・僕孽をめぐる問題は、西周時代の封建制・身分制に関わる新しい問題としてクローズ・アッブされてきた。この問題は西周史だけでなく春秋以後にも影響を与える重大な問題であるので、今後も研究がなされていくと思ふが、その際、本稿中でも指摘したように、五年瑯生殷銘の僕孽土田の争訟

が六年瑯生殷銘では邑に関わる争訟として扱われていることを考慮に入れる必要がある。

① 大系、録八三。

② 拙稿「六自の官構成について」『東方学』第六九輯、七一八頁、一二頁、注<sup>②</sup>。

③ 劉翔「釈五年瑯生竇僕庸土田」『考古与文物叢刊第二号古文字論集(一)』四八一—四九頁、考古与文物編集部編輯出版、一九八三年。陳漢平「僕孽非僕庸弁」、同上書、五〇—五三頁。王輝「逆鐘銘文彙積」、同上書、五六頁。

(四西学院大学文学部非常勤講師)